

facebook

令和5年度 多面的機能支払研修会



多面的機能支払交付金の推進に向けて

令和6年2月8日

鳥取県

農林水産部農業振興局農地・水保全課 石田 敬

多面的機能支払交付金の推進に向けて

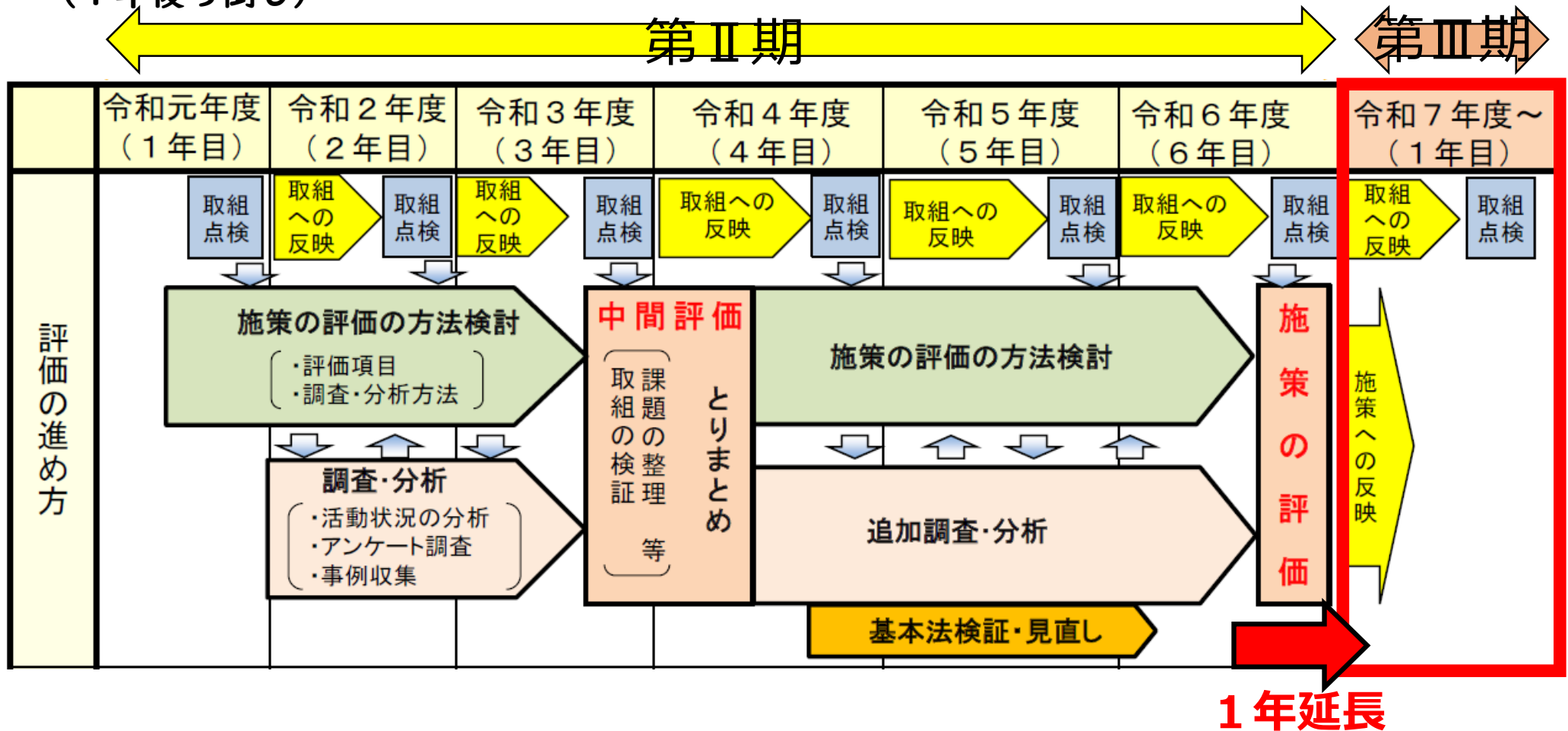
1. 施策評価の延期に伴う活動期間に係る取扱い
2. 本交付金を活用した防災・減災力の強化の取組
田んぼダム
ため池の保全管理
甚大な災害時の特例措置
3. 活動継続に向けて

1. 施策評価の延期に伴う活動期間に係る取扱い

施策評価の延期に伴う活動期間に係る取扱い

～国の施策評価、施策反映スケジュール～

- 多面的機能支払交付金が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。（通常であれば5年に一度、制度の見直しが行われる。）
- 食料・農業・農村基本法の検証、見直しの結果を踏まえ、令和7年度に施策への反映を実施。（1年後ろ倒し）



**令和5年度を活動終了年度とする組織が、
計画を更新し新たな制度に取り組むには？**

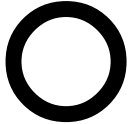





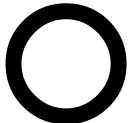
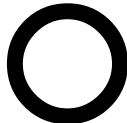
施策評価の延期に伴う活動期間に係る取扱い

- 令和5年度末を活動終了年度とする組織が、令和7年度の制度の見直しと次期活動開始年度を合わせることを理由に、現計画の活動終了年度を令和6年度に変更（延長）することが可能。
 - 例）活動期間：R1～R5 → R1～R6（1年延長）
 - 活動期間の延長は任意であり、必須ではない。（通常どおり5年で更新しても良い。）
- 活動期間を延長する場合、令和5年度内に市町村の計画認定が必要。
 - ※各市町村より、スケジュールや申請様式（簡素化様式）について別途説明あり。

活動期間延長にあたり、以下の点に要留意

- 資源向上支払（共同）の加算措置の有無
- 地目変更時における交付金単価の取り扱い
- 交付金の遡及返還の取り扱い
 - 令和元年度から活動を始めていた場合、開始年度（R1）に遡って返還が必要。
 - ※活動期間延長に伴い遡及返還の期間も延びる。
 - ※R6に返還事象が発生した場合、R1～R5分の交付金返還が発生

資源向上支払（共同）の加算措置の適用

活動	延長なし (計画更新) 令和5年度終了 活動期間：R1～R5(5年) 活動期間：R6～R10(5年)	延長あり 令和6年度終了 活動期間：R1～R6(6年)	備考
多面的機能の更なる増進に向けた活動 400円/10a	 (活動項目数を満たすこと)		延長ありの場合、R6は加算なし。 計画更新後（R7以降）に活動項目数を満たせば加算あり。
農村協働力の深化に向けた活動 400円/10a			令和6年度より廃止 (活動期間延長を要しない継続組織は活動期間満了まで加算措置が適用。) (例：R2～R7、R3～R8等の組織)
広域化・体制強化 4～16万円/年			
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動 400円/10a			延長ありの場合、加算の要件である田んぼダム面積5割以上はR6までの達成で可。

3パターン比較（交付金の例）

活動面積　：田：10a、畑：10a

※畑の10aはR4に田から地目変更を行ったもの。

活動	交付単価 (円/10a)	延長なし(計画更新) 令和5年度終了 活動期間：R1～R5(5年) 活動期間：R6～R10(5年)		延長あり 令和6年度終了 活動期間：R1～R6 (6年)		(参考) 継続 令和6年度終了 活動期間：R2～R6 (5年)	
		R5 交付金 (円)	R6 交付金 (円)	R5 交付金 (円)	R6 交付金 (円)	R5 交付金 (円)	R6 交付金 (円)
農地維持	田：3,000 畑：2,000	6,000	5,000	6,000	5,000	6,000	6,000
資源向上 (共同)	施設の軽微な補修 農村環境保全活動	田：1,800 畑：1,080	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	多面的機能の更なる 増進に向けた活動	田：300 畑：180	480	480	480	0	480
	農村協働力の深化に 向けた活動	田：300 畑：180	480	0	480	0	480
	水田の雨水貯留機能 の強化（田んぼダ ム）を推進する活動	田：300	300	300	300	300	300
資源向上 (長寿命化)	田：4,400 畑：2,000	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400

※地目変更があった場合、農地維持支払については当該活動期間中は変更前の地目単価を適用
(資源向上は地目変更があった場合、当該活動期間中であっても単価を変更する必要あり。)

その他、活動期間延長における留意点

- 「事務・組織運営等に関する研修」
「機械の安全使用に関する研修」
「機能診断・補修技術等に関する研修」
は令和5年度末までに1回以上の実施が必要。
- 交付金を令和5年度から6年度に持越すことは可能。
- 地域資源保全管理構想は、令和6年度までに策定。
- 農地維持活動における「遊休農地発生防止のための保全管理」は、令和6年度までに遊休農地を解消。
- 活動期間の延長をせず、計画を更新(R6~R10)した場合においても、R7以降に事業計画の変更を行えば、次期制度の適用を受けることが可能。
(↑取扱いは変更になる可能性あり)

2. 本交付金を活用した防災・減災力の強化の取組

- 田んぼダム
- ため池の保全管理
- 甚大な災害時の特例措置

本交付金を活用した防災・減災力の強化の取組（うち流域治水の取組）

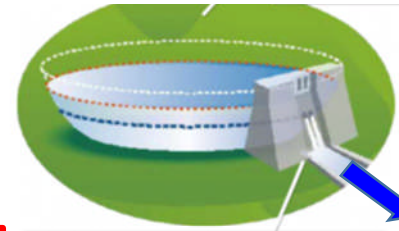
多面的機能（貯留機能）の向上

「田んぼ」や「ため池」などが従来から持ち合わせる貯留機能を向上させる取り組みとして

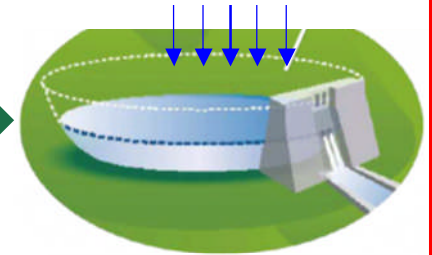
「田んぼ」： 田んぼダム
「ため池」： 事前放流

②ため池やダム貯留機能向上

大雨が予測された時



事前に放流して容量をあけておく



あいた部分に雨をため込む

①水田の貯留機能向上

雨水を
しっかり貯水

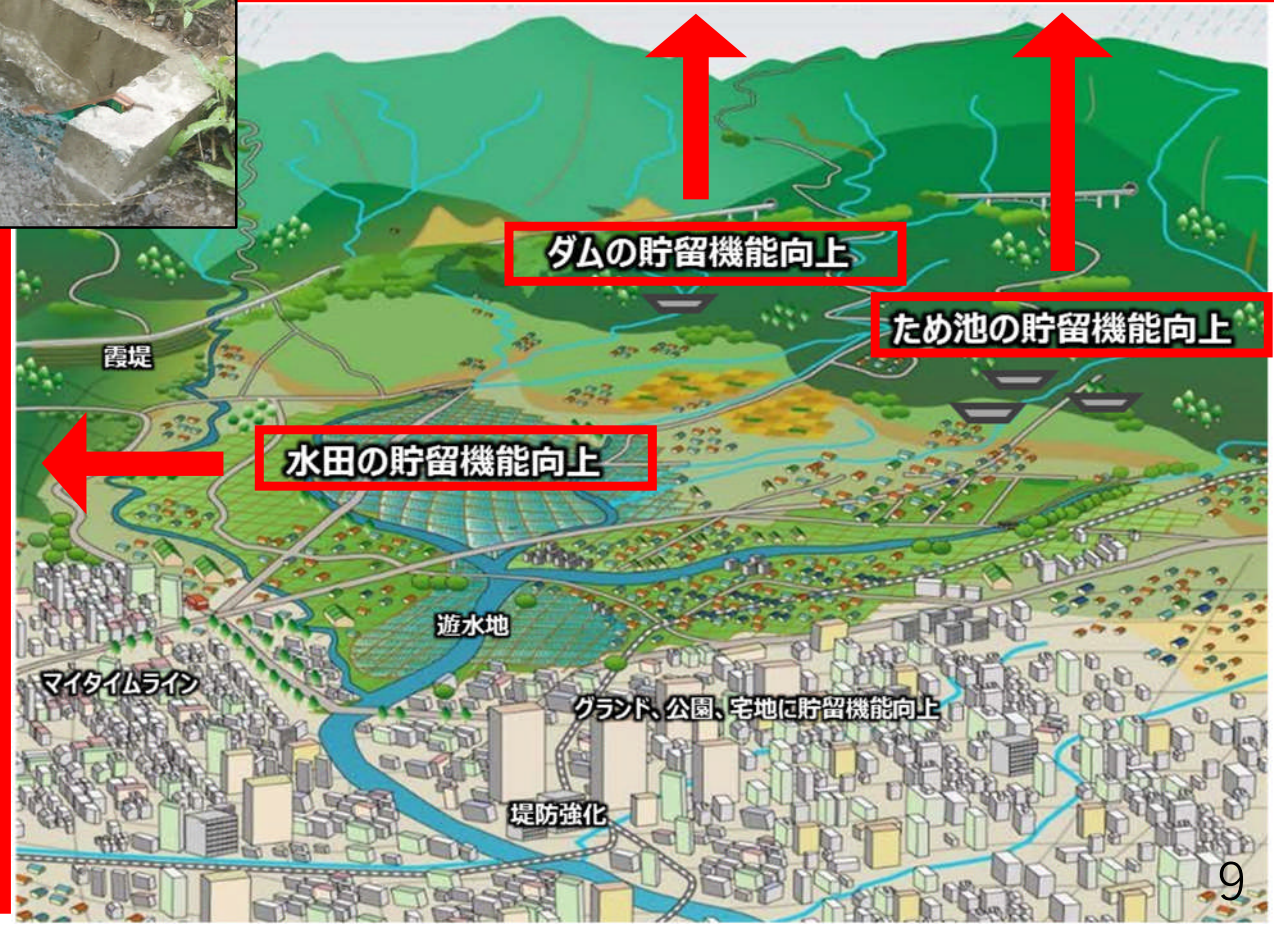
調整用
せき板

少しずつ排水

調整用せき板を設置して水の流出を少なくし、雨水を田んぼにためこむ



田んぼダム(豪雨時)



田んぼダムモデルほ場実証研修（県農業試験場内）

田んぼダムを幅広く推進するため、田んぼダムに関心ある農業者や地域住民を対象にモデルほ場で田んぼダムの貯留効果の実証、手法や効果を幅広くPRする。

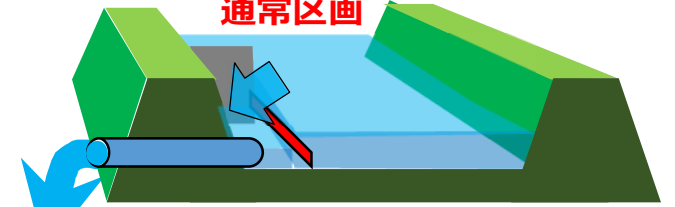
令和4～5年度に8回実施

比較①：貯留効果の可視化

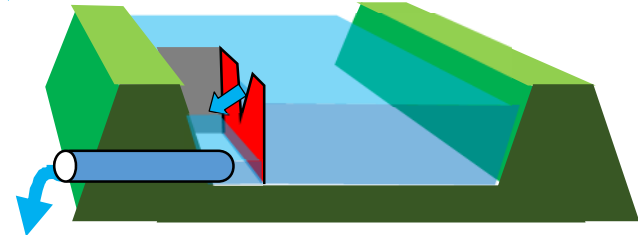
大きい区画（2倍の大きさ）



通常区画



田んぼダム実施区画



比較②：堰板・落水口の形状による効果の比較

落水口の形状

切欠付き落水口

二重切欠付き落水口

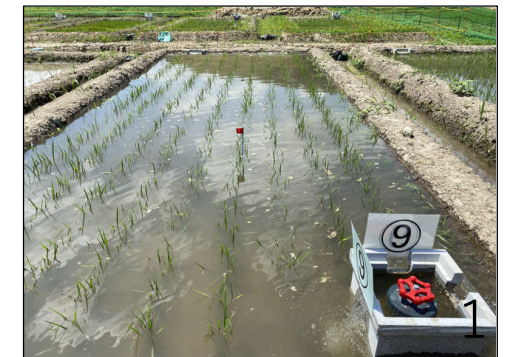
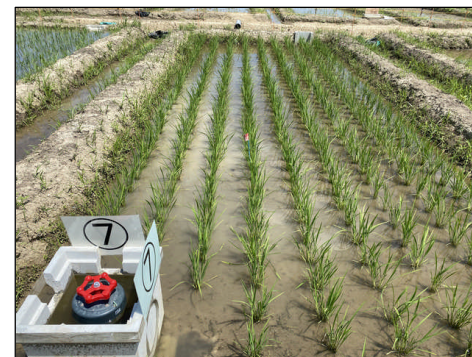
パイプのみの落水口



比較③：湛水による営農への影響

通常区画

湛水区画



田んぼダムモデルほ場実証研修（R5営農調査結果：コシヒカリ）

畦畔、収量、品質への影響は確認されず。

区画	管理状況	豪雨再現（湛水）回数と時期					計
		第1回 R5.6.14 ～6.16 梅雨時期	第2回 R5.6.21 ～6.23 分けつ盛期	第3回 R5.7.12 ～7.14 ※中干時期	第4回 R5.8.21 ～8.23 台風時期	第5回 R5.9.8 ～9.10 収穫時期	
⑦	通常						0回
⑧⑨	田んぼダム想定	○	.	○	○		3回
⑩⑪	田んぼダム想定	○	○	○	○	○	5回

【畦畔の状態】

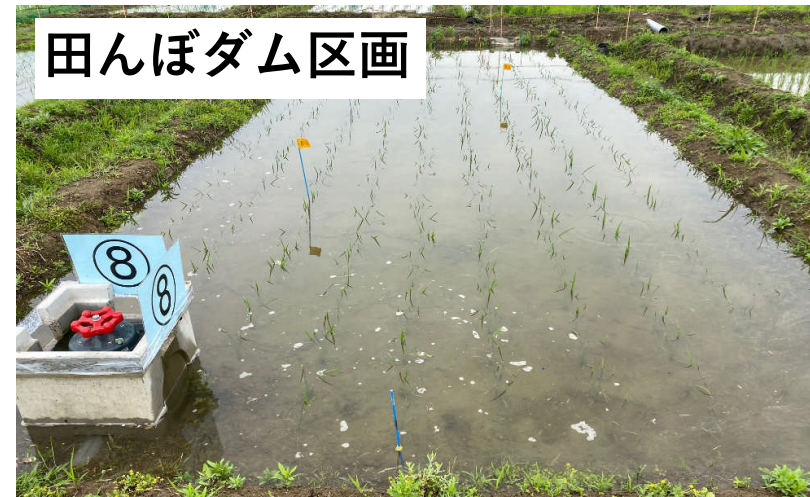
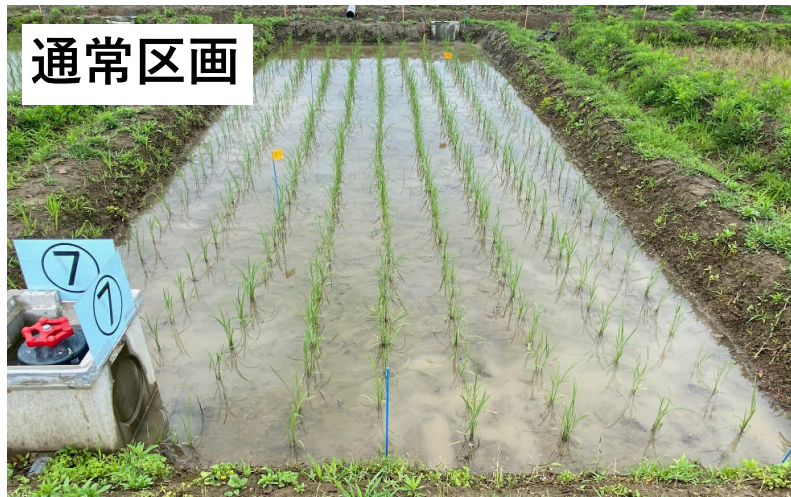
全ての区画において畦畔、田面とも異常は見受けられなかった。

【収量】

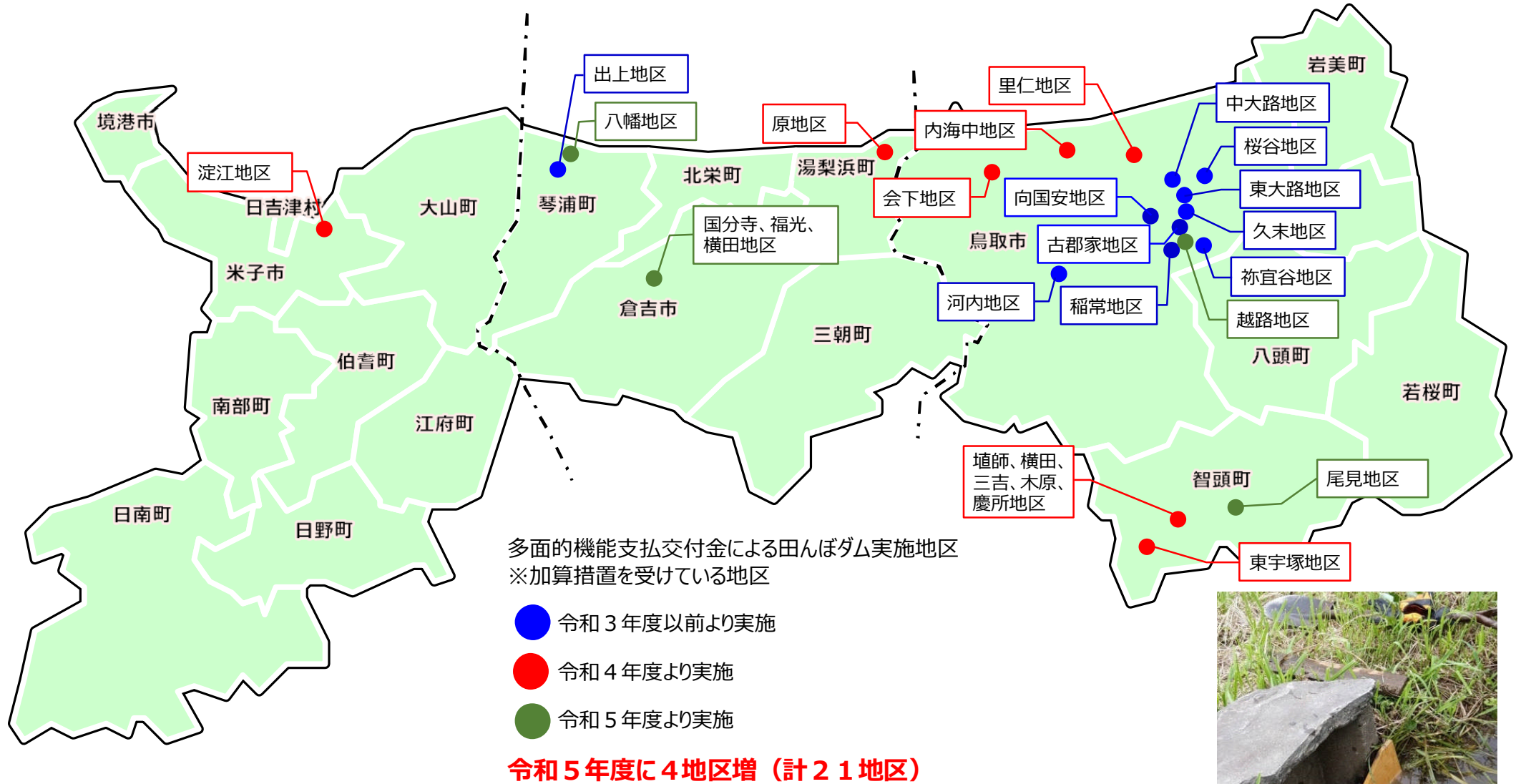
湛水の影響はほぼ見られず、収量は同等となった。収量を減少させるまでの影響は見られなかった。

【品質】

食味を左右するタンパク質含量はほぼ同等で、食味値も同等。玄米外観品質や食味関連形質に及ぼす影響は見られなかった。



鳥取県内の田んぼダム取組み地域（令和5年度）



田んぼダムに取り組む「**会下部落地域資源・環境保全プロジェクト**」（鳥取市）が令和5年度中国四国農政局長表彰の**最優秀賞**を受賞

※地域内外の多様な人材が活動に参画し、ため池等の保全活動や田んぼダム等に取り組む、農業農村の多面的機能の発揮に寄与している点が評価。



鳥取市気高町会下地内

多面的機能支払交付金における田んぼダムの取組

地域資源の質的向上を図る共同活動（資源向上(共同)）

赤字：田んぼダム関係

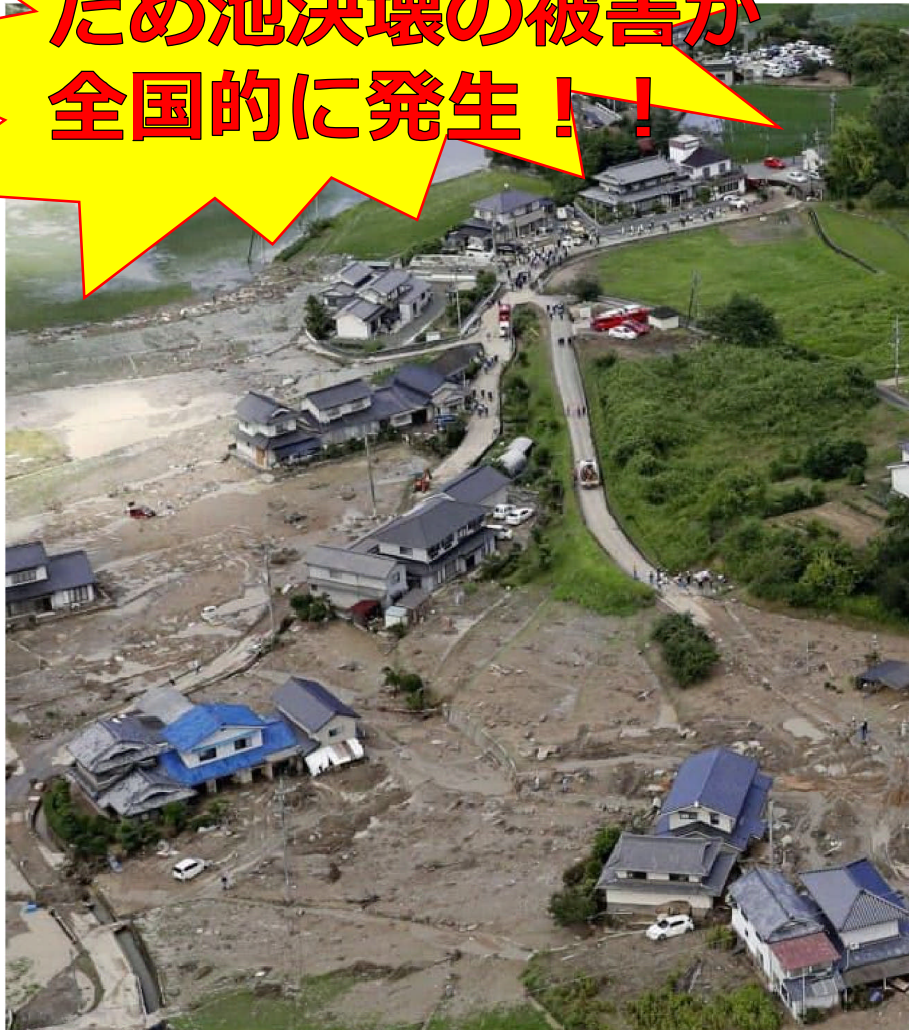
活動	Case 1	Case 2	Case 3	Case 4	Case 5
①施設の軽微な補修 	2,000円 /10a ×5/6に減額	2,400円 /10a 基礎単価 (③を1項目)	2,400円 /10a 基礎単価	2,400円 /10a 基礎単価 (③を1項目)	2,400円 /10a 基礎単価
②農村環境保全活動 水田の貯留機能向上活動 					
③多面的機能の増進を図る活動（全7項目） 「防災・減災力の強化」ほか6項 ※広報活動・農的関係人口の拡大は除く			+ 400円/10a 加算措置 (③を2項目以上)		+ 400円/10a 加算措置 (③を2項目以上)
④水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム） ※田んぼダムの取組を資源向上(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合				+ 400円/10a 加算措置	+ 400円/10a 加算措置

※③の加算の対象となる取組項目数は、各組織の直近の活動計画の内容によって異なります。（詳細は市町村担当者まで）

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化活動に取組む地区は上記単価に0.75を乗じた額になります。

ため池を取り巻く近年の状況

台風、大雨による
ため池決壊の被害が
全国的に発生！！



平成30年7月の豪雨による決壊
(広島県)

近年の台風や集中豪雨による想定を超えた降水量を記録し、全国的にため池の決壊被害が発生！！

下流の田畑や人家等に甚大な被害が発生しています。

(県内でも令和3年にため池の決壊が発生)



令和3年7月の豪雨による決壊
(鳥取県東伯郡北栄町)

ため池の保全管理

ため池決壊による被害を防ぐには、

日頃の備え、防災・減災への意識向上が重要

日頃の備え（日常管理、点検など）・・・ため池の状態を把握する



草刈り



点検



機能診断

防災・減災への意識向上（避難訓練・事前放流など）・・・



避難訓練



事前放流

地域内で日頃から
避難経路などについて話し合う

多面的機能支払交付金の活動として取り組めます

多面的機能支払交付金におけるため池保全管理の取組

草刈り

- ・堤体の草刈り
- ・ため池の泥上げ



農地維持支払

施設の軽微な補修

- ・ブロックの目地詰め
- ・危険防止柵の補修



農村環境保全動

- ・生き物調査
- ・ため池の清掃



防災・減災力の強化 (多面的機能の増進を図る活動)

- ・**台風前の水位調整**
- ・消防団と連携した点検
- ・**避難訓練**



資源向上支払
(共同活動)

広報活動 (多面的機能の増進を図る活動)

- ・パンフレット作成、看板設置
- ・HP作成及び更新
- ・勉強会の実施



ため池決壊を想定した避難訓練の実施

- 大雨や地震などの災害によりため池が決壊するおそれがあることから、**地域住民の安全な避難行動に資する**ことが目的。
- ハザードマップや監視システム（監視カメラ等）を地域住民に確認していただき、ため池の危険性や、**決壊時の浸水想定範囲、避難経路・場所**等について認識。
- 「鳥取県ため池サポートセンター」（運営：水土里ネットとっとり）では、**防災重点農業用ため池に関する防災訓練の実施を支援し、ため池に関する防災意識の醸成を図り、台風前に水位調整（事前放流）等の体制整備を推進。**



ため池決壊のおそれを想定した避難行動



参加住民によるハザードマップ、
ため池監視システムの確認

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援（特例措置）

【支援対象】

○活動計画書に位置付けている「**保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

【支援内容】

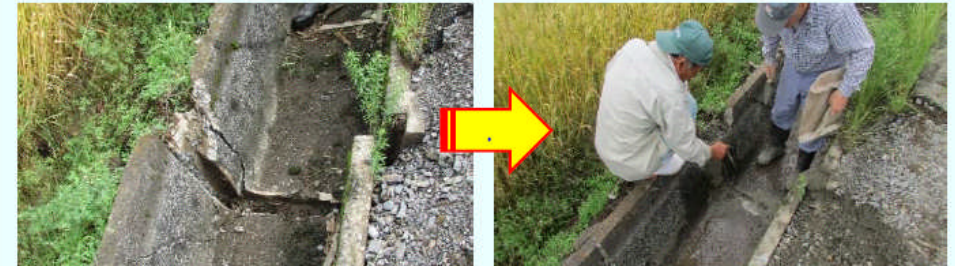
- 農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。
- 甚大な災害の場合には、被災施設の「**被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。
この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、**交付金の返還が不要**。
(地方農政局長から特例措置の承認が必要ですが、必要手続きは市町村や県が行います。)

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

甚大な自然災害が発生

実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施 (計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)
----	-----------	---

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧（県内事例）

○本交付金を活用することを契機に、自分たちの施設は自分たちでなど**緊急時の復旧体制を含めた農村地域の強靱化が期待。**

○甚大な災害が発生した場合など各市町村職員が迅速な対応ができない場合、活動組織が実施する災害復旧にも有効に活用され、農繁期で通水を要する用水路等の**早期復旧に寄与。**

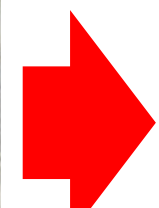
①災害復旧事例（堤外水路の崩壊）

平成29年梅雨前線豪雨
出上農地・水保全活動組織（琴浦町）



②災害復旧事例（水路閉塞）

令和3年7月豪雨
大原環境保全組合（倉吉市）

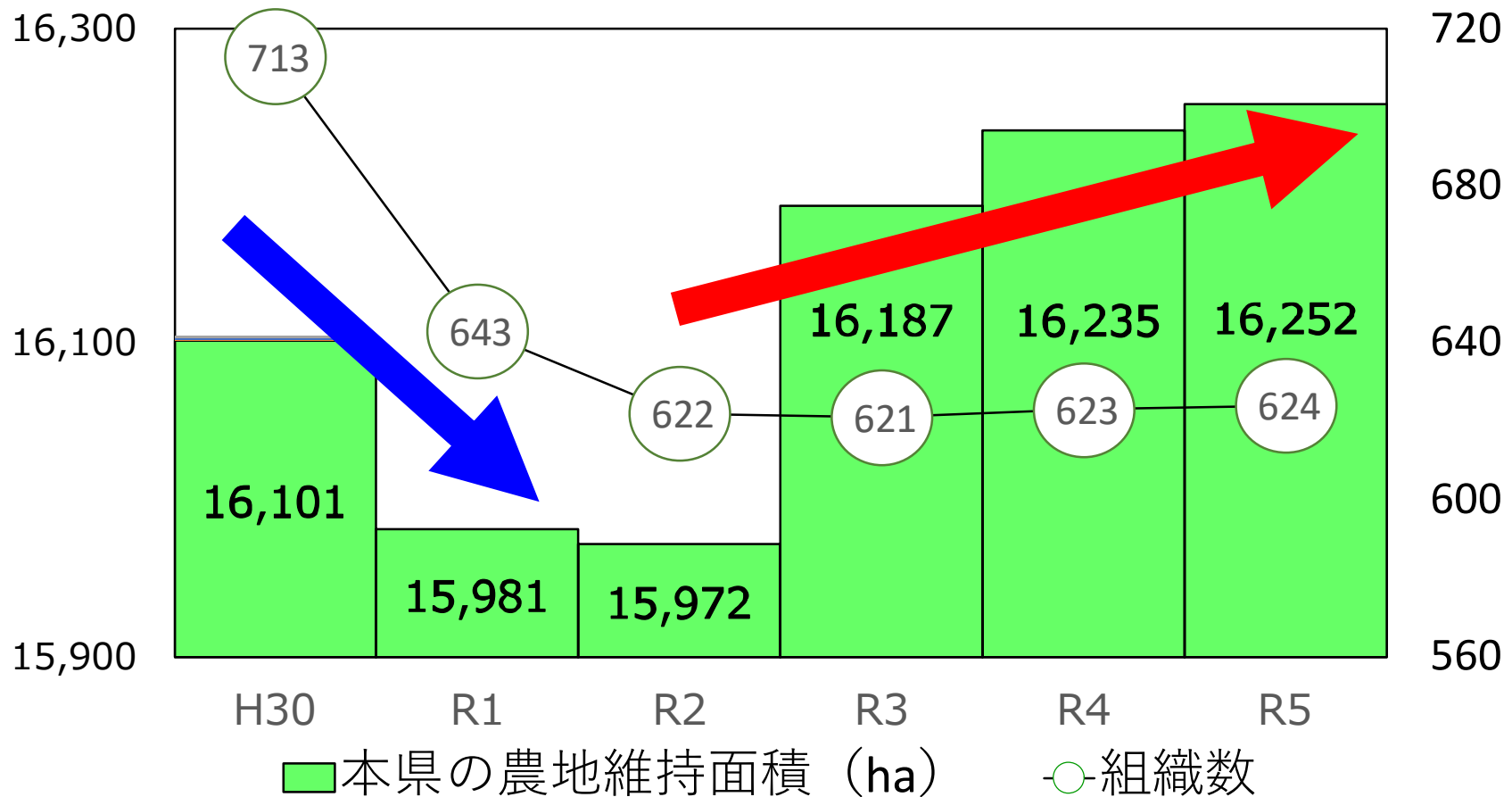


3 . 活動継続に向けて

活動の継続に向けて（鳥取県の多面的機能支払交付金の活動状況）

- 令和5年度時点において、19市町村、624組織（農地維持支払）が約16千haの農用地で、約4.8千kmの水路、約3.0千kmの農道、約3百箇所のため池を対象に地域の共同活動による保全管理を実施。
- 令和元年度、令和2年度には多くの活動組織が再認定の時期を迎えたが、**事務の担い手不足等を理由に多くの組織が再認定を行わず、活動継続を断念。**
⇒令和6年度、7年度も同様の傾向になる可能性がある。

～取組面積と組織数（農地維持支払）～



活動の継続に向けて

○農地維持支払のみの活動も可

資源向上支払は必須活動ではない。

地域の実情に沿って活動内容を取捨選択。

○「自然災害ややむを得ない理由」であれば、活動継続困難になっても交付金返還免除

例) 災害、農業者の死亡、病気、高齢 など

○作業や事務の手助けにボランティアやアルバイトの活用

【とっとり農山村資源保全活動推進事業】

農山村ボランティア事務局：NPO法人bankup

Tel：0857-37-3373

mail：info@bankup.jp

※詳しくは県、市町村もしくはボランティア事務局まで



1. 施策評価の延期に伴う活動期間に係る取扱い

- 活動延長に係る計画変更の市町村認定は令和5年度内
- 資源向上支払（共同）の加算措置や活動期間中に取組むべき事項の期限等に留意

2. 本交付金を活用した防災・減災力の強化の取組

- 流域治水は、各地域の取組みが積み重なることで大きな効果
- 地域での話し合いが取組みの第一歩

3. 活動の継続に向けて

- 活動断念を決定する前に、推進組織（事務局：県土連）や市町村、県に相談いただけると幸いです。
- 地域の実情に沿った活動内容を検討